○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	鳥取県八頭郡八頭町徳丸字中郡原六〇二番三から同町徳丸字下郡原六三一番一まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月二十八日

○中国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
笠岡市笠岡字西ノ浜二六二四番二〇から同市笠岡字西ノ浜二六二四番二二まで	前	二〇・〇〇～二六・五〇メートル	〇・〇三二キロメートル
	後	一八・〇〇～二三・〇〇メートル	〇・〇三二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号、百七十九号及び四百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
津山市昭和町一丁目四三番から同市南町一丁目一八番二まで	前	一二・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・三三三キロメートル
	後	一二・〇〇～二八・〇〇メートル	〇・三三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主六一一六番一から同町中津字久主六一四五番まで	前	一九・八〇～六八・八〇メートル	〇・一七三キロメートル
	後	三三・九〇～一一六・一〇メートル	〇・一七三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	徳島県海部郡美波町北河内字大戸七八五番二から同町北河内字大戸七八六番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月二十八日

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　九州地方整備局長　岩**﨑**　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	福岡県八女郡広川町大字広川字西山一三番二から同郡広川町大字広川字西山一三番五四まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二日

○九州地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　九州地方整備局長　岩**﨑**　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三号	唐津市相知町鷹取字下原一九六八番四から同市厳木町岩屋字屋敷田九五三番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月一日

○九州地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日　九州地方整備局長　岩**﨑**　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	武雄市北方町大字志久字勘町一六七六番一から同市北方町大字志久字吉原一九四三番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月二十八日